

しずぎん joyca R（ジョイカ R）会員特約

第 1 条（カードの名称）

このカードの名称は「しずぎん joyca R（ジョイカ R）」（以下「本カード」といいます。）とします。

第 2 条（特約と会員規約の関係）

1. 「しずぎん joyca R（ジョイカ R）会員特約」（以下「特約」といいます。）と「しずぎん joyca（ジョイカ）会員規約」と一体となって適用されるものとします。
2. 会員規約と特約に定めのある事項については、特約に別段の定めがある場合を除き、特約が優先的に適用されるものとし、特約に定めのない事項については、本特約中明示的に会員規約の適用を排除している場合を除き、会員規約が適用または準用されるものとします。この場合、本カードは一般カードとして取り扱います。
3. 会員規約に定められた語句で、特約に定めのない語句は会員規約に定められた意義を有するものとします。

第 3 条（会員）

会員とは、会員規約および特約を承認のうえ、株式会社静岡銀行（以下「当行」といいます。）が認めた方をいいます。

第 4 条（カードの種類）

本カードは、「しずぎん joyca（ジョイカ）一体型カード規定」に基づく「しずぎん joyca 一体型」を選択することはできません。

第 5 条（年会費）

会員は、本カードに係る年会費を免除されるものとします。

第 6 条（適用除外）

会員規約中の「リボ払い専用カードサービス特約」、「楽 Pay」特約は本カードには適用されないものとします。

第 7 条（特約の適用の効果）

会員規約第 60 条の規定にかかわらず、当該本人会員およびその家族会員による本カードによるショッピング利用であって、支払方式として 1 回払いを指定したまたは会員規約第 60 条第 3 項により 1 回払いを指定したものとみなされたショッピング利用（当行が別に指定したものを除きます。）につき、当行は、会員が会員規約第 55 条第 6 号に定めるリボルビング払いを指定したものとして取り扱うものとします。